

国立大学法人富山大学研修員受入規則

平成 17 年 10 月 1 日制定

平成 19 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 3 月 19 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、私立学校、専修学校、公立高等専門学校及び公立大学等の教員等に国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）での研修等の機会を与え、その能力の一層の向上を図ることを目的として、本学に受け入れる場合の取扱いについて定めるものとする。

(定義及び種類)

第 2 条 この規則において、「研修員」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国立大学法人の長からの申出により、本学に受け入れる教員（以下「国立大学法人研修員」という。）
- (2) 国立高等専門学校の校長からの申出により、本学に受け入れる教員（以下「国立高等専門学校研修員」という。）
- (3) 私立大学の長又は私立高等専門学校の校長からの申出により、本学に受け入れる私立学校の教職員（以下「私学研修員」という。）
- (4) 財団法人専修学校教育振興会理事長からの申出により、本学に受け入れる専修学校の教職員（以下「専修学校研修員」という。）
- (5) 公立高等専門学校の校長からの申出により、本学に受け入れる公立高等専門学校の教職員（以下「公立高等専門学校研修員」という。）
- (6) 公立大学の長からの申出により、本学に受け入れる公立大学の教職員（以下「公立大学研修員」という。）
- (7) 独立行政法人教員研修センター理事長からの申出により、本学に受け入れる研修員（以下「教員研修センター研修員」という。）

(申請及び承認)

第 3 条 派遣機関の長は、研修員を派遣しようとするときは、別に定める研修員派遣申請書に研修員の履歴書を添え、学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申請があったときは、受入学部等の教授会等の意見を聴いて、承認し、派遣機関の長に通知するものとする。

(研修期間)

第 4 条 研修員の研修期間は、1 年とし、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、特別の事情がある場合には、その期間内において、研修期間を短縮することができる。

2 学長は、派遣機関の長が別に定める研修期間延長願により、研修期間の延長を申し出た場合は、受入学部等の教授会等の意見を聴いて、その延長を承認することができる。

3 学長は、前項の申出を承認した場合は、派遣機関の長に通知するものとする。

(研修の中止)

第 5 条 派遣機関の長は、やむを得ない理由により、研修員が研修を中止しようとするときは、学長に申し出るものとする。

(研修方法)

第 6 条 研修員は、受入学部等の長が定めた指導教員の指導の下に、本学の施設・設備を利用して研修を行うものとする。

(研修料)

第 7 条 研修員の研修料は別に定めるところによる。

- 2 研修料は、3か月毎に3か月分に相当する額を、その当初の月に納付しなければならない。
- 3 前項に定める所定の期間内に研修料を納付しない場合は、受入れを取り消すことができるものとする。
- 4 研修員が研修を中止した場合は、既納の研修料は返還しない。

(研修終了届)

第8条 研修員は、研修が終了したときは、別に定める研修終了届を、指導教員を経て、学長に提出しなければならない。

(規則等の遵守)

第9条 研修員は、この規則に定めるもののほか、本学の規則等を遵守しなければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、研修員の受入れに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に国立大学法人富山大学において、受入れを承認された研修員の取扱いについては、「富山大学内地研究員受入要項」、及び「国立大学法人富山大学私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員及び教員研修センター研修員規則」の規定によるものとする。
- 3 この規則の施行日前に国立大学法人富山医科薬科大学において、受入れを承認された研修員の取扱いについては、「国立大学法人富山医科薬科大学における研修員受入規程」の規定によるものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。